

九州大学名誉博士授与規則

平成16年度九大規則第79号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成27年 2月24日  
(平成26年度九大規則第102号)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、この規則の定めるところにより、名誉博士の称号を授与することができる。

第2条 名誉博士の称号は、学術文化の発展に多大な寄与があった者で、次の各号のいずれかに該当するものに授与する。

- (1) 本学の教育研究上特に顕著な功績があった者
- (2) 国際文化交流を通じ、本学の教育研究上顕著な功績があった外国人
- (3) 本学に勤務した外国人教師で、特に顕著な功績があった者

第3条 名誉博士の称号は、教育研究評議会の議を経て総長が授与する。

第4条 名誉学位記の様式は、別記のとおりとする。

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第48号）

この規則は、平成22年3月15日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第102号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別 記

名 博 第 号	年 月 日	氏 名
あなた又は学術文化の発展に多大の寄与をされかつ本学における教育研究上顕著な功績がありましたので九州大学名誉博士の称号を授与します		
九州大学		

備 考

授与に当たっては、必要に応じて被授与者の母国語による翻訳文を添付する。